



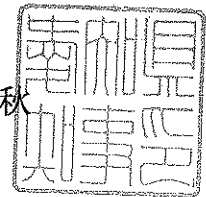
### 産業廃棄物処理施設設置許可証

平成 20 年 3 月 19 日

知多市緑浜町 2 番 2  
財団法人愛知臨海環境整備センター  
理事長 室木勝彌 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

愛知県知事 神田真秋



許可の年月日	平成 20 年 3 月 19 日	許可番号	19 循環第 48-1 号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第 7 条第 14 号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場 燃え殻、汚泥（無機性汚泥に限る。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。）、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。）、鋳さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、ダスト類、令第 2 条第 13 号に規定する廃棄物		
設置場所	知多郡武豊町字旭 1 番及び一号地 17 番 2 の地先公有水面		
処理能力	埋立地の面積	388,132.8m <sup>2</sup>	
	埋立容量	4,869,159m <sup>3</sup>	
許可の条件	なし		
規則第 11 条第 8 項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員 of 検査を受けること。		